

質問などをする場合、特に注意が必要である。

参考までに「無礼の言葉」とは、議員が議会の会議に付された事件について、自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉をいうものとされている（札幌高裁判決昭二五・一二・一五）。

(2) 議会の品位を落とす発言

みだらな発言や暴言など住民代表としてふさわしくない発言は、議会の品位を落とし、議会の権威を失墜することにもなる。また、発言中、ヤジに対して応酬するようなことは厳に慎まなければならない。また、根拠のない単なる風評などに基づく発言も同様である。

以上のような発言は、場合によれば取消しを命じられることもあり、さらにことの次第によっては、懲罰に付される場合もあり得るから十分注意すべきである。

7 発言の取消し又は訂正

議会の会議における発言を取り消すには、発言者の発意による方法（標規六四）と、議長の職権により取り消す方法（法一二九）とがある。

(一) 議員の発意による取消し又は訂正

議会の会議で行う発言については、発言者は、その内容に責任を持たなければならない。このために、発言後にその発言を取り消したり訂正したりすることは、原則として許されないものである。

しかし、その発言が、不必要な発言であったり、思い違いによる発言であったりする場合、それを取り消したり、訂正を認めないで、その発言についてすべての責任をとれとすることは苛酷に過ぎる。そこで、このような場合には、発言者が議会に申し出て、議会の許可を得て自分の発言の全部又は一部を取り消したり、また、議長の許可を得て訂正することができることを会議規則で定めている（標規六四）。

この場合の取消し、訂正は、その会期中に限られ、訂正は字句に限り、発言の趣旨を変更するようなことはできない。

なお、議員の発言について、他の議員から「発言取消しの動議」が提出され、その動議が可決されても、議長は、これに拘束されるものではなく（昭二七・一〇・八行実）、議会として取消しを要求することを決めたに過ぎないものである。

2-9 規律・懲罰

3-1 条例案の議

3-2 予算の審議

3-3 決算の認定

3-4 請願・陳情

4-1 事務の検査

4-2 監査の請求

4-3 提意

2-6 その他の議事手続き

2-7 委員会の

2-8 議員の

(二) 議長の職権による発言取消し

議員の発言の中に他人の私生活にわたるような発言、あるいは議會を侮辱するような発言など、不穩当、不適當と認められる発言があった場合、議長は、発言者に発言の取消しを命ずることができる。この議長の発言取消命令は、法第一二九条の規定による議長の秩序保持権によつて行われるものであつて、その命令に従うのが当然であるが、この命令だけで発言取消しの効果が発生することにはならない。一方、取消しを命じられた発言は、配布用の會議録には掲載されない（標規一一九）。

實際の取扱いとしては、議長が取消命令をするには、まず、議員の自主性を尊重して「取り消してはいかがですか」と促し、なお、この勧告に従わない場合に、取消しを命ずる扱いが適當であるとされている。

また、他の議員からの発言取消しの動議が提出され、可決されたとしても、前述のとおり議長は、これには拘束されないが、議會の意思として尊重して、措置することになる。

なお、この議長の発言取消命令は、議員に対して行われるもので、執行機関に対しては及ばないものであるが、議員の発言取消しが命じられた発言部分に関連する執行機関の発言があれば、その発言部分も取り消されたもの

となる。

なお、発言を取り消すと、その発言は始めから全くなかつたものとなる。しかし、発言を行った事実に対しては、責任を負わなければならないので、その内容いかんによつては、懲罰の対象とされる場合もある。

二 質 疑

質疑は、議題に供された事件について疑義をただすものと、執行機関の所信表明、報告などに対する質疑とがあるが、ここでは、本會議の議題に供された事件に対する質疑に限定して述べることにする。

1 質 疑 と は

質疑とは、前述したとおり、議題に供された事件について、疑義をただすものである。したがつて、質疑は、提出者に対して行うものであるから、町村長から提出されたものは町村長に、議員から提出されたものは、その議員に対してすることになる。しかし、議員提出議案については、その議案の執行上の問題について執行機関に対しても質疑をすることができる。

質疑は、議題になつていない事件に対して行われるもの

であるから、現に議題になつていない事件に対して疑問点

議案に対する総括的な質疑を、

議 原 則
2-1 初 議 会
2-3 定 例 会 会
2-4 議 案 の 審 議
2-5 発 言